「志津まちづくり協議会」会則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津まちづくり協議会(以下、「協議会」という)と称する。

(区域)

第2条 協議会の区域は、志津地域内とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、志津まちづくりセンター(以下、「センター」という)におく。

(目的)

第4条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、ふれあい、支え合える楽しいまちづくりを基本理念として推進していくことを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 志津まちづくり計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2)協議会が実施する事業に関すること。
- (3) センターの管理・運営に関すること。
- (4)協議会の会員が実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (5) 行政 (国、県、市等をいう。以下同じ) が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。
- (6) 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。
- (7) 地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関する こと。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第6条 協議会の会員は、次の対象者とする。

- (1)区域内の居住者
- (2) 区域内の組織・団体・事業者
- (3)協議会に入会手続きをして認めた区域内の組織・団体・事業者に勤務されている者
- (4) その他、協議会が認めた者
- 2 前項の組織・団体・事業者については、別に細則で定める。

(会費)

第7条 協議会の会費の基準および徴収方法は、細則に定める。

(役員等)

第8条 協議会に次の役員をおく。

(1)会長 1名
 (2)副会長 若干名
 (3)会計 1名
 (4)プロジェクトリーダー 若干名
 (5)理事 30名以内
 (6)監事 2名

- (7)顧問 若干名
- (8)参与をおくことができる 若干名会長、副会長および会計を三役と称する。

(役員等の選出)

- 第9条 役員は、第6条の会員の中から次の通り選出して総会において承認を得るものとする。
 - (1)会長は、現職の会長、副会長、会計、町内会長会の代表および副代表から構成される会長選考委員会より選出する。
 - (2) 副会長、会計、プロジェクトリーダー、監事、顧問および参与は、理事会で選出する。 ただし、副会長の1名は町内会長会より推薦されたものとする。また、顧問は会長 歴任者とし、参与は、必要に応じて会長が任命する。
 - (3) 理事は、三役、プロジェクトリーダーより若干名、町内会長会より 5名、協議会に所属する各種団体の代表の中から若干名とする。

(役員等の任期)

- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後も新役員が決定されるまでの間は、その任務を行うものとする。

(役員等の任務)

- 第11条 役員の任務は、次の通りとする。
 - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、町内会長会より推薦された副会長は、町内会長会を担当する。
 - (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。
 - (4) プロジェクトリーダーは、各プロジェクトを統括し、運営する。
 - (5) 理事は、理事会に出席し、協議会の運営・企画など重要事項を審議および議決する。
 - (6) 監事は、協議会の会計監査業務を担当する。
 - (7) 顧問は、会長からの必要に応じて、助言および意見を述べる。
 - (8) 参与は、会長からの必要に応じて、次の事項の協議に加わり協力する。
 - ① 市・県・国に要望する事項等
 - ② 事業内容および、事業推進に関する事項等

(解任)

- 第12条 役員が次の事項のいずれかに該当する時は総会の議決により、解任することができる。
 - (1) 社会通念上、著しく相応しくない行為(飲酒運転・パワハラ等)を行った場合。
 - (2)協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。

(会議)

- 第13条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。
 - (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 三役会
 - (4) プロジェクト推進会議
 - (5) プロジェクト会議
 - (6) 町内会長会
 - (7) まちづくり計画推進会議

(総会)

- 第14条 総会は、代議員制とし、50名以内の代議員で構成する。
 - 2 代議員の構成は、理事および細則第4条に定める代議員とし、会長が委嘱する。
 - 3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で代議員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会則の改廃等に関する事項
 - (4)役員人事の承認に関する事項
 - (5) その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項
 - 5 総会は、会長が招集して、毎年2回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または代議員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。
 - 6 総会は、代議員の過半数の出席(委任状出席を含む)で成立する。
 - 7 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。
 - 8 議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が2名指名する。議事録署名人は、議事録を確認して署名する。
 - 9 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(理事会)

- 第15条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会をおく。
 - 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。
 - (1) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算の作成に関する収支決算書の承認および補正予算に関する事項
 - (3) 会則の改定、細則の制定および改廃等に関する事項
 - (4) プロジェクトの構成およびプロジェクト報告に関する事項
 - (5) 行政と協議すべき案件に関する事項
 - (6)役員等に関する事項
 - (7) 第10条第2項に定める後任役員の承認に関する事項
 - (8) その他、会長が必要と認める事項
 - 3 理事会は、会長が招集して、本会の運営・企画など重要事項を審議するものとし、会 長が必要と認めた時、または会長を除く理事の過半数の請求があった場合は、その都 度、理事会を開催する。
 - 4 理事会は、理事の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は、出席 した理事の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決 する。
 - 5 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(三役会)

- 第16条 三役会は、三役をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員も加わることができる。
 - 2 三役会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 事業計画および事業報告、予算書、決算書に関する事項
 - (2) 会則・細則等の改廃等に関する事項
 - (3) 行政との協議内容に関する事項
 - (4) 第9条の役員の選出および会長選考委員会の選考結果を理事会に諮る事項
 - (5) その他、会長が必要と認める事項

- 3 三役会は、会長が招集して、会長が議長を務めて進行する。
- 4 三役会で決議した事項は議事録として保管する。

(プロジェクト推進会議)

- 第17条 プロジェクト推進会議は、三役とプロジェクトリーダーをもって構成する。ただし、会長が必要と 認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。
 - 2 プロジェクト推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 各プロジェクトの計画と進捗および予算と決算に関する事項
 - (2) 各プロジェクト間の整合や調整に関する事項
 - (3) その他、プロジェクトの運営に関する事項
 - 3 プロジェクト推進会議は、会長が招集して、会長が進行する。
 - 4 プロジェクト推進会議で協議した事項は議事録として保管する。

(プロジェクト会議)

- 第18条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーとプロジェクトメンバーをもって構成する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認めた場合はその他の役員や関係者も加わることができる。 プロジェクト会議は、プロジェクト単位に開催するものとする。
 - 2 プロジェクト会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) プロジェクトの計画と実施・報告および予算と決算に関する事項
 - (2) プロジェクトの組織構成、メンバー募集、管理、報告に関する事項
 - (3) その他、プロジェクトの運営に関する事項
 - 3 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが招集して、進行する。
 - 4 プロジェクト会議で協議した事項は議事録として保管する。

(町内会長会)

- 第19条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。
 - 2 町内会長会については、町内会長会規約に定める。
 - 3 町内会長会は、代表が招集して、進行する。
 - 4 町内会長会で協議した事項は副代表が議事録を作成して保管する。

(まちづくり計画推進会議)

- 第20条 まちづくり計画推進会議は、志津まちづくり計画書を着実に実現し、定期的にその成果を評価し、必要な計画の見直しを実行することを目的とする。
 - 2 まちづくり計画推進会議は、三役とプロジェクトリーダー、町内会長会代表と副代表および各種団体の責任者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。
 - 3 まちづくり計画推進会議の議長は、会長が務め、副議長は、会長が指名した副会長が務める。
 - 4 まちづくり計画推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 単年度事業計画がまちづくり計画に連動していることの精査
 - (2) まちづくり計画の定期的(基本的には毎年度)な評価と反省
 - (3) その他、プロジェクトの運営に関する事項
 - 5 まちづくり計画推進会議は、議長が招集して、進行する。
 - 6 まちづくり計画推進会議で協議した事項は議事録を保管する。

(事務局)

- 第21条 協議会の円滑な運営のための事務を行うために事務局をおく。
 - 2 事務局は、事務局長、事務局次長および事務局員で構成する。
 - 3 事務局長は、事務局を統括し、センター長を兼務する。

- 4 ヤンター長は、ヤンター運営に関する職務を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐および事務局長が不在の場合、代行する。
- 6 事務局員の職務は次の通りとする。
- (1) 協議会の運営の事務全般に関すること。
- (2) センターの管理・運営に関すること。
- (3) 各会議の運営の事務や調整に関すること。
- (4) 行政との連絡調整に関すること。
- (5) 組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。
- (6) 必要に応じてプロジェクトに参画する。
- (7) その他、会長が必要と認めたこと。

(経費)

第22条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査および報告)

第24条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。

(情報の公開)

第25条 協議会の総会・理事会の議事録は、公開する。

(会議の傍聴)

第26条 総会および理事会を傍聴できる者は、第 6 条に定める会員とする。ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。

(雑則)

第27条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。

付 則(以下の施行日以前は割愛)

この会則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この会則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

「志津まちづくり協議会」施行細則

(目的)

第1条 本施行細則 (以下「細則」という) は、「志津まちづくり協議会」会則の規定に基づき、補則的条項を定める。

(組織・団体・事業者)

第2条 会則第6条に定める組織・団体・事業者は、下表の通りとする。

		J. (1 11(の)(地)(こ) 00		
組織·団体·事業者					
	馬場町町内会		青地第一町内会		
町	山寺町町内会		青地第二町内会		
内会長会	山寺新田町内会		エメラルドマンション草津青地自治会		
	笠井町町内会		追分町内会		
	山寺大空町内会		上尾町内会		
	岡本町町内会		ロクハタウン自治会		
志津社	会福祉協議会	志	津カンガルークラブ		
志津地区民生委員児童委員協議会		志	津スポーツクラブ		
志津地区体育振興会		楠	木会志津ゴルフ同好会		
青少年育成志津地区民会議		志	津マレットゴルフ協会		
身体障害者更生会志津分会		志	津グラウンド・ゴルフ協会		
志津学区健康推進員連絡協議会		志	津食べられる村づくりプロジェクト		
志津地区更生保護女性会		志	津の歴史と文化をまなぶ会		
志津学区少年補導委員会		i fo	i forest club		
草津栗東交通安全協会志津支部		映	画サロン同好会		
志津地区交通安全会		自	主教室代表者会		
草津市消防団第二分団					
	町内会長会 志志志青身志志志草志	照場町町内会 山寺町町内会 山寺町町内会 山寺新田町内会 笠井町町内会 山寺大空町内会 山寺大空町内会 岡本町町内会 高本町町内会 志津社会福祉協議会 志津地区民生委員児童委員協議会 志津地区民生委員児童委員協議会 志津地区体育振興会 青少年育成志津地区民会議 身体障害者更生会志津分会 志津学区健康推進員連絡協議会 志津地区更生保護女性会 志津学区少年補導委員会 草津栗東交通安全協会志津支部 志津地区交通安全会	照場町町内会		

(会費)

第3条 協議会の会費は、次の通りとする。

- (1)協議会の会費は、各町内会・自治会の会員数(会員世帯数)に 500 円を乗じた金額とする。
- (2) 会費の納入は、協議会より納入連絡があった時点の町内会・自治会からの申告の会員数を基準として、すみやかに納入しなければならない。
- (3) その他、協議会に入会が認められた個人、事業者、区域内に勤務されている人の 会費は、年500円とし、入会が認められた時点で納入する。以降は、協議会より会 費の納入連絡があった時点ですみやかに納入しなければならない。

(代議員の構成)

第4条 会則第14条に規定する代議員の構成は、会則第9条(3)に定める理事および、下表に定める町内会・自治会からの推薦者とする。

世帯数	定数
400 世帯未満の町内会・自治会	1人
400 世帯以上 800 世帯未満の町内会・自治会	2人
800 世帯以上の町内会・自治会	3人

付 則(以下の施行日以前は割愛)

この細則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この細則は、令和 4年 4月 1日から施行する。